

議案第 8 4 号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、提案するものであります。

権利の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

1 債権の内容

学童クラブ育成料

2 債務者

20人

3 放棄する債権額

556,500円

4 放棄の理由

当該債権の消滅時効における5年の時効期間（民法（明治29年法律第89号）第169条）の経過により、裁判手続による執行の方法を利用することが事実上できず、収納が困難であるため

(参 考)

学童クラブ育成料
放棄対象債権内訳表

番号	放棄する債権額	利 用 月	備 考
1	19,000 円	平成11年11月～平成12年3月	市内在住
2	54,000 円	平成12年4月～平成13年3月	市外転出
3	36,000 円	平成12年8月～平成13年3月	市外転出
4	10,000 円	平成15年4月, 5月	市内在住
5	15,000 円	平成15年4月～6月	市内在住
6	25,000 円	平成16年3月, 6月～9月	市外転出
7	15,000 円	平成16年5月～7月	市外転出
8	50,000 円	平成16年6月～平成17年3月	市外転出
9	135,000 円	平成17年1月～平成19年3月	市外転出
10	30,000 円	平成17年4月～9月	市外転出
11	60,000 円	平成17年4月～平成18年3月	市外転出
12	2,500 円	平成17年5月	市外転出
13	15,000 円	平成18年4月, 5月	市内在住
14	5,000 円	平成20年3月	市外転出
15	10,000 円	平成20年8月, 9月	市内在住
16	25,000 円	平成20年11月～平成21年3月	所在等不明
17	15,000 円	平成21年1月～3月	市外転出
18	10,000 円	平成21年2月, 3月	市内在住
19	10,000 円	平成21年6月, 7月	市内在住
20	15,000 円	平成21年8月～10月	市内在住

納期限 各利用月の末日 時効期間 5年